Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年10月8日 航 空 局

運航乗務員の飲酒に起因する不適切な事案の 再発を防止するための対策強化について

1. 概要

国土交通省では昨年発生した一連の航空会社の運航乗務員による不適切な飲酒事案を踏まえ、平成31年1月31日、航空会社の運航乗務員に対し、乗務前後での厳格なアルコール検査の実施、定期的なアルコール教育等を義務付ける飲酒基準を制定し、同年4月1日より全面的に運用が開始されたところです。

一方で、最近、運航乗務員が乗務前日の過度な飲酒により乗務前検査でアルコールが検知され、運航便に影響する事例が複数発生しています。

このような状況を踏まえ、運航乗務員において適正な飲酒量に関する理解・意識の徹底 を図り、同種事案を防ぐための追加の飲酒基準を設ける予定としております。

また、本日、全ての定期航空運送事業者に対して、同種事案の再発を防止するために運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化を求める文書を発出しました。

2. 国土交通省航空局による対応

(1) 飲酒基準の強化

運航乗務員における適正な飲酒量に関する理解・意識の徹底を図るため、現行の基準(運航規程審査要領細則)において飲酒を禁止している時間(飛行勤務開始前8時間)以前であっても、業務に支障を及ぼす可能性のある過度な飲酒は禁止するとともに、その目安となるアルコール分解速度を同基準に追加するための基準改正を行うために本日よりパブリックコメントを開始します。

〇改正内容(運航規程審査要領細則(運航安全課長通達))

(現行基準の概要)

- ・飛行勤務前のアルコール検査を義務 付け、検知された場合の業務を禁止
- ・飛行勤務開始前8時間以内の飲酒の 禁止
- ・全関係職員に対する定期的なアルコール教育(アルコールの危険性、分解速度、業務への影響、依存症患者への対応等)



(改正案(左記に追加))

- ・禁酒時間前であっても飛行勤務 に支障を及ぼす過度な飲酒を禁止
- ・アルコール分解能力を1時間あたり4グラムとして算出したアルコール量を目安として許容される 飲酒量を設定

(2) 定期航空運送事業者に対する対策強化の指示

定期航空運送事業者において運航乗務員の飲酒に関する不適切な事案が連続して発生 していることの重大性に鑑み、同様事案の再発を厳に防止するため、以下の措置を至急講 じることを求める文書を発出しました。

- 禁酒時間外における過度な飲酒の防止
- ② 出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を促す 体制の構築
- ③ 全ての運航乗務員の飲酒傾向を把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置の実施

(添付資料)

「運航規程審査要領細則」の改正について (案) 「運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示文書」

《 問い合わせ先 》

(1) 飲酒基準の強化

航空局安全部運航安全課

TEL:03-5253-8111 小西 (内線:50104) 藏 (内線:50111) FAX:03-5253-1661

(2) 定期航空運送事業者に対する対策強化の指示

航空局安全部航空事業安全室

TEL:03-5253-8111 柳澤 (内線:50143) 清水 (内線:50163) FAX:03-5253-1661

「運航規程審査要領細則」の改正について(案)

令和元年10月 国土交通省航空局 安全部運航安全課

1. 改正の背景

操縦士による過度な飲酒により乗務前の検査でアルコールが検知される事案が連続して 発生したことを受け、操縦士において適正な飲酒量に関する理解・意識の徹底を図り、同 種事案を防ぐための追加の飲酒基準を設けるため、運航規程審査要領細則の改正を行う。

2. 改正内容

- 〇「運航規程審査要領細則」(平成 12 年 1 月 28 日付空航第 78 号)を改正し、以下の点を 追加する。
 - ・航空機乗組員及び客室乗務員に対して、禁酒時間(飛行勤務開始前8時間)以前であっても飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれのある過度な飲酒を行った場合に飛行勤務を行うことを禁止するとともに、アルコール分解能力を1時間あたり4分をとして算出したアルコール量を目安として許容される飲酒量が運航規程に記載されていること
 - (※ 日本アルコール関連問題学会等による推奨値を元に設定)

3. スケジュール

公布・施行:令和元年10月中(予定)

(別紙) あて

国土交通省航空局長 和田 浩一

運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示について

運航乗務員が飲酒の影響を受けて業務を行った場合は、航空機の運航の安全性に大きな影響を及ぼしかねないため、航空法等により、航空機乗組員は、酒精飲料等の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない。そのような中、定期航空運送事業者の運航乗務員が過度な飲酒を行い、飲酒の影響を受けて飛行勤務を実施した事案が連続して発生したことを踏まえ、「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(平成30年11月1日付国官参事第800号)及び「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」(平成30年11月29日付国官参事第921号)を発出して航空機の運航の安全に携わる者に対して飲酒に関する航空法等の遵守の徹底及び運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等を行ったところである。

このような状況のなか、本年4月に全ての事業者にアルコール検査を義務付けた以降も、運航乗務員が乗務前のアルコール検査の際にアルコールが検知された事案が連続して発生したことを受け、関係各社に対して10月8日不利益処分等を行い、再発防止策を10月23日までに報告するよう指示しているところである。

かかる不適切事案が再度連続して発生していることの重大性に鑑み、同様事案の再発を厳に防止するため、下記の措置を至急講じるように取り計らわれたい。

なお、航空法第112条の事業改善命令を受けたにもかかわらず、かかる不適切事案 を発生させるなどして当該命令に違反していると認められる場合又は重大な違反行 為等が認められる場合には、同法第119条の規定に基づき、事業の全部又は一部の停 止を命じる場合があり得る旨、了知されたい。

記

- 1. 禁酒時間外における過度な飲酒を防止すること。
- 2. 出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を促す体制を構築すること。
- 3. 全ての運航乗務員の飲酒傾向を把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置を講じること。

(別紙)

日本航空株式会社

代表取締役社長執行役員 赤坂 祐二 あて

日本トランスオーシャン航空株式会社

代表取締役社長執行役員 青木 紀将 あて

全日本空輸株式会社

代表取締役社長 平子 裕志 あて

株式会社エアージャパン

代表取締役社長 大塚 晴康 あて

ANA ウイングス株式会社

代表取締役社長 衛藤 勇 あて

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 大鹿 仁史 あて

スカイマーク株式会社

代表取締役社長 市江 正彦 あて

株式会社AIRDO

代表取締役社長 草野 晋 あて

株式会社ソラシドエア

代表取締役社長 髙橋 宏輔 あて

株式会社スターフライヤー

代表取締役 社長執行役員 松石 禎己 あて

Peach Aviation 株式会社

代表取締役 CEO 井上 慎一 あて

バニラ・エア株式会社

代表取締役社長 井上 慎一 あて

ジェットスター・ジャパン株式会社

代表取締役社長 片岡 優 あて

春秋航空日本株式会社

代表取締役社長 樫原 利幸 あて

エアアジア・ジャパン株式会社

取締役社長 若菜 ジェニー 麻友子 あて

東京航空局長 あて 大阪航空局長 あて

国土交通省航空局長

運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示について

運航乗務員が飲酒の影響を受けて業務を行った場合は、航空機の運航の安全性に大きな影響を及ぼしかねないため、航空法等により、航空機乗組員は、酒精飲料等の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない。そのような中、定期航空運送事業者の運航乗務員が過度な飲酒を行い、飲酒の影響を受けて飛行勤務を実施した事案が連続して発生したことを踏まえ、「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(平成30年11月1日付国官参事第800号)及び「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」(平成30年11月29日付国官参事第921号)を発出して航空機の運航の安全に携わる者に対して飲酒に関する航空法等の遵守の徹底及び運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等を行ったところである。

このような状況のなか、本年4月に全ての事業者にアルコール検査を義務付けた以降も、運航乗務員が乗務前のアルコール検査の際にアルコールが検知された事案が連続して発生したことを受け、関係各社に対して10月8日不利益処分等を行い、再発防止策を10月23日までに報告するよう指示しているところである。

かかる不適切事案が再度連続して発生していることの重大性に鑑み、貴局の所管する定期航空運送事業者に対して、同様事案の再発を厳に防止するため、下記の措置を至急講じるように指示されたい。

なお、航空法第112条の事業改善命令を受けたにもかかわらず、かかる不適切事案 を発生させるなどして当該命令に違反していると認められる場合又は重大な違反行 為等が認められる場合には、同法第119条の規定に基づき、事業の全部又は一部の停 止を命じる場合があり得る旨、了知されたい。

記

- 1. 禁酒時間外における過度な飲酒を防止すること。
- 2. 出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を促す体制を構築すること。
- 3. 全ての運航乗務員の飲酒傾向を把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置を講じること。